

大磯港管理業務区分表

区分	業 務 の 内 容		業務区分		
			県	指定	
利用承認等関係	行為制限に係る許可（条例第3条第1項ただし書）		○		
	利用の承認（条例第4条）			○	
	港湾施設の専用利用承認（条例第5条）		○		
	承認に基づく地位の承継（条例第9条）	指定管理者の行う利用の承認に係るもの		○	
		上記以外	○		
	承認に基づく権利の譲渡（条例第10条）	指定管理者の行う利用の承認に係るもの		○	
		上記以外	○		
	港湾区域及び港湾隣接地域内の占用、工事等の許可（港湾法第37条）		○		
	行政財産の目的外使用許可（地方自治法第238条の4）		○		
	利用料等の減免（条例第12条）	指定管理者の行う利用承認業務に係るもの	申請書の受付		○
			減免の決定	○	
		上記以外		○	
	入出港の届出（条例第14条）	受付		○	
		受理	○		
	けい留場所等の指示及び変更（条例第15条）		○		
	港湾の施設の利用の禁止又は制限（条例第16条）		○		
監督処分（条例第17条）		○			
利用料金の減免（条例第25条）			○		
利用承認の取消し等（指定管理者の行う承認に係るもの）（条例第27条第1項）			○		
港湾の施設の利用の中止、利用の方法の変更（条例第27条第2項）			○		
利用者台帳管理（個人情報等の保管管理等を含む）			○		
維持管理	清掃、巡視、保守点検等			○	
	施設の修繕	1件30万円以上のもの	○		
		1件30万円未満のもの		○	
施設の修築、新築		○			
調 整	大磯港の利用に関する秩序の維持、複数事業者間（骨材事業者、漁業者等）の利用調整等			○	
管 安 理 全	事故防止等安全管理業務			○	
災 害 時 対 応 ・ 荒 天	災害・荒天時の利用者の安全確保、施設の利用制限、大規模災害等発生時の緊急物資受入港としての対応等			○	
	指定管理者に対する指示等		○		
促 利 進 用	海洋ツーリズムの取組への協力、施設の広報、みなとまちづくりに向けた取組みへの協力、利用者満足度調査の実施、苦情・意見等の処理、関連団体等との調整、県への業務報告等			○	

※ 条例とは、「港湾の設置及び管理等に関する条例」をいいます。